

# 食品衛生情報 ふくおか

発行所  
公益社団法人 福岡県食品衛生協会  
電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613  
e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp

令和元年6月24日(月) 2019年度第3号  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17  
トーカン博多第5ビル 705号  
ホームページ: <http://www.fukuokaken-shokkyou.jp>

## ～ 食の安心と安全を守る **五つ星事業** について ～

昨年6月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が成立し、HACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されるまで2年足らずとなりました。

小規模な事業者は、食品等事業者団体が作成する手引書も参考にしながら、一般的衛生管理を基本として、必要に応じて重要管理点を設けてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うこととなります。

ところで、日本食品衛生協会（以下、日食協）では、5つの重要な食品衛生対策（従事者の健康管理、食品衛生講習会受講、衛生害虫等の駆除対策、食品衛生管理記録、食品賠償責任保険加入）を実施している店舗に、星のシールを貼付したプレートを消費者の方々がわかりやすいところに掲示する「食の安心・安全・五つ星事業」が実施されています。

昨年5月と本年5月に事業内容が改定され、一般飲食店、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する菓子製造業及び旅館・ホテル業においては、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理による「食品衛生管理計画・記録簿」を使用し、項目がすべてそろった施設では、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理実施店」として、HACCP型プレートを掲示することになりました。

「食品衛生管理計画・記録簿」には、日食協や関係団体が作成した手引書が反映されていますので、五つ星（HACCP型）に参加して実践すると、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施することになります。

※本事業に関するお問い合わせは、福岡県食品衛生協会又は各支所をお願いします。



HACCP型プレート

### ★従業員の健康管理実施店

従業員から食品等を介して発生する食中毒等の発生防止に努めるため、年1回以上健康診断および検便検査を受けている。

### ★食品衛生講習会受講店（従業員教育含む）

食中毒等の防止に努めるため、年1回以上食品衛生に関する講習会を受講し、年2回以上従業員への衛生教育を行っている。

### ★衛生害虫等の駆除対策実施店

衛生害虫を媒介とした食中毒等の発生防止に努めるため、年2回以上衛生害虫等の駆除作業をおこなっている。

### ★食品衛生管理記録実施店

厚生労働省HPで公表されている、（公社）日本食品衛生協会が作成した「HACCPの考え方に基づく衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）」に沿った衛生管理を実施し、食品衛生管理計画・記録簿による計画・記録を実施している。

### ★食品賠償責任保険加入店

万が一の食中毒事故に迅速に対応するため、対人補償金額が5,000万円以上の食品賠償責任保険に加入している。

# ～ あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

## 共済金支払い事例(第2回) ～

○初期対応費用等の各種費用の支払いが高額だった事例  
(出典：食と健康 2019年5月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
				休業掛金			
黄色ブドウ球菌	平成30年 9月12日	新潟県 上越	食品 製造業  食料品 販売業	9,500円	製造販売した蒸し饅頭による食中毒。入院2名	3名	生産物賠償金：102,476円 店舗休業補償金：144,593円 特別費用：24,707円 被害者治療費等：154,000円 初期対応費用：155,034円 消毒費用：367,080円 損害回復費用：21,076円 合計：968,966円
				600円			

加入者が製造販売した蒸し饅頭を喫食した客が黄色ブドウ球菌による食中毒症状を発症し、2名が入院、1名が通院し、損害賠償金 112,724 円、休業補償金 159,052 円、そのほか消毒費用などの各種費用として、697,190 円が支払われました。

今回の事例のように食中毒事故が起こった場合、食品事業者が負担する費用は被害者への賠償金に加え、事故の原因調査や施設の消毒などの営業再開にかかる費用等により高額となり、加入者店舗の営業が危ぶまれるといったケースも想定されます。

「食品賠償共済」では、被害者への損害賠償金しか保証されませんが、「あんしんフード君」では、そうした被害者への損害賠償金以外に負担する各種費用に対する補償も取り揃えています。

○ノロウイルス食中毒の支払い事例  
(出典：食と健康 2019年6月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
ノロウイルス	平成31年 1月20日	兵庫県 福崎	飲食店	840,100円	宴会に提供した弁当及びオードブルによるノロウイルス食中毒。入院1名	54名	3,065,078円 特別費用：306,508円 被害者治療費等：99,792円 初期対応費用：108,150円 生産物自体の損害：37,345円 合計：3,616,873円
	平成30年 11月17日	熊本県 天草	仕出し・ 弁当	6,500円	提供した弁当によるノロウイルス食中毒。	56名	1,009,695円 特別費用：101,270円 合計：1,110,965円

例年、冬になると多発する傾向のあるノロウイルス食中毒ですが、営業施設で発生した場合に想定される補償は、被害者の治療費だけなのでしょうか。

被害者の治療費、見舞金、休業補償等の損害賠償のほか、従業員の検査や施設の消毒費用、場合によっては設備の交換など、想定される補償は多岐にわたり、高額になる可能性があります。

今回の事例における支払いの内訳を見ると、被害者への賠償共済金のほかに、消毒や原因調査など「あんしんフード君」でないと支払われない費用が多くありました。

食中毒が発生した場合には、高額かつ幅広い範囲で費用が生じる恐れがあります。万が一事故を起こした際に、被害者への十分な補償と営業再開に支障が無いよう、すでに加入されている共済や保険を見直してみてもいいのではないでしょうか。

だから……

# あんしんフード君 ・ スーパーあんしんフード君

への加入をお勧めします。

詳しくは、[www.n-shokuei.jp/kyousai/anshin\\_food.html](http://www.n-shokuei.jp/kyousai/anshin_food.html) でご確認ください。